



陸軍歩兵大尉正七位勲四等藤巻胤家

特旨ヲ以テ位一級被進

正七位勲四等藤巻胤家

叙従六位

右謹ニ奏ス

明治三十四年十二月一日

内閣

内閣總理大臣子爵桂 太郎

ナニヲモトメテ言フ事ナシ

明治卅四年三月一日 内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長 大角 岑生

陸軍少将大尉正七位勲四等藤巻胤家義明治
十年七月陸軍少尉ニ被任爾來軍務ニ従事シ
勤勞不少現時後備役ニ編入セラレタル者ノ處目
下病氣危篤殆ト快復ノ見込無之趣ニ付テハ此
際特ニ位一級被進位六位ニ叙セラレタルニシ

内閣

千葉縣士族

藤巻胤家

明治十年七月二十

一任陸軍少尉

明治十年八月廿六

一藤巻島逆侵討ノ陸軍少尉其功有少賞ノ
賜事
明治十三年二月廿七

一叙正八位

明治十三年二月廿七

一任陸軍歩兵中尉

明治十三年七月廿七

一叙從七位

明治十三年七月十九

一叙正五位

明治十三年二月廿七

一任陸軍歩兵大尉

明治廿五年一月十九

一叙正七位

明治廿五年九月十日

一豫備少佐

明治廿六年十二月十九

一明治廿七年戰後功ニ依リ勲四等瑞宝章及金三百圓ヲ授ケ賜フ

叙勲四等瑞宝章
(陸軍紀念勲章)

明治三十四年四月十七

一豫備役滿期後備役編入

位第一七四號

陸軍歩兵大尉藤巻胤家特旨進位件ヲ進達ス
明治三十四年十二月一日

陸軍大臣男爵児玉源太郎

内閣總理大臣子爵桂太郎殿

陸軍省

裏面白紙

陸軍歩兵大尉正七位勲四等藤巻胤家
右高等官に任ぜられ以來十年以上在職勤勞不少候処目下病患危篤
殆んど快復の見込無之に付文武官叙位進階内則第四條に依り特
旨ヲ以テ位一級ヲ進ノ從六位に叙セラレ度
謹テ奏ス

明治三十四年十二月一日

陸軍大臣男爵財田玉源太郎

陸 軍 省

電文譯

内閣書記官長宛

藤巻大尉 鈐印、件上送呈所

ハルニ

上送呈

桂 潤理大尉

内

閣